

令和4年度
第2回
区長会資料
(資料編)

- 令和5年度新役員名簿の提出について・・・P1～3
- 令和5年度事業計画書について・・・P4
- 緊急時の連絡体制について・・・P5～6
- マイナンバーカードの申請について・・・P7～9
- コンビニ交付のご案内について・・・P10
- マイナンバーカードの健康保険証利用について・・・P11
- マイナンバーカード出張申請受付について・・・P12～14
- 可燃ごみ搬入場所変更についてのご案内・・・P15
- 小型充電式電池とボタン電池の収集について・・・P16
- ごみステーション等整備事業補助金について・・・P17
- 民生委員・児童委員の概要・・・P18
- 除雪作業の協力について・・・P19
- 空き家バンクについて・・・P20
- 集落向け補助制度一覧表・・・P21～29
- 八頭町福祉相談支援センター ほっと・・・P30～31
- 家計改善支援事業について・・・P32～33

令和4年11月28日

区長（自治会長）各位

八頭町長 吉田 英人
(公印省略)

令和5年度新役員名簿の提出について（お願い）

初冬の候、貴職におかれましては、ますますご健勝でご活躍のことと存じます。この一年間、町政推進のため、多大なるご協力を賜りましたこと、心より感謝申し上げます。

さて、新年を迎えますと、貴集落内の役員さんも改選されることと思いますが、新区長さんにつきましては、文書発送の都合もありますので、とり急ぎ電話等で連絡をいただきますようお願いいたします。

また、他の役員さんにつきましては、決まり次第、別紙役員報告書に記入のうえ提出していただきますよう併せてお願いいたします。

本年も残すところ、わずかとなりましたが、今後ともご協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

総務課	電話 76-0201	FAX 73-0147
船岡住民課	電話 72-0044	FAX 73-0290
八東住民課	電話 84-1222	FAX 84-2818

町報等の配布世帯数	世帯	班数	集落名
町報等の配布の予備 基本的に10世帯以上の集落には予備を1部入れています。	必要 ・ 不要	班	区長 (自治会長)

令和 年度 新 役 員 報 告 書

役 員 名	氏 名	性 別		任 期 (就 任 年 月 日)	該 当 地 域	担 当 課
		男性	女性			
区 長				令和 年 月 日 から	全町	総務課 76-0201
自治会長	住所 電話			令和 年 月 日 まで		
公民館長	住所 電話			令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	船岡 八東	中央公民館 72-3113
農事実行組合長	住所 電話			令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	全町	産業観光課 76-0208
婦人会長(世話役)	住所 電話			令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	全町	社会教育課 84-1232
体育委員	住所 電話			令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	全町	社会教育課 84-1232
健康づくり推進委員	住所 電話			令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	全町	保健課 72-3566
自警団長	住所 電話			令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	全町	防災室 76-0203
老人クラブ会長	住所 電話			令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	全町	福祉課 72-3586
人権教育部落推進員 (同和教育部落推進員)	住所 電話			令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	郡家 船岡	人権推進課 84-1228
環境美化推進員	住所 電話			令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	全町	町民課 76-0205
交通安全推進員 (交通安全協会)	住所 電話			令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	八東	防災室 76-0203

★男女共同参画に関する女性登用率の調査のため、次の役職について性別の記載(○印)をお願いします。

役員名	氏 名	性 別		メールアドレス ・ FAX番号
		男性	女性	
副区長				総 務 課 : yazu-soumu@town.yazu.tottori.jp FAX 73-0147
会計				船岡住民課 : fn-jyumin@town.yazu.tottori.jp FAX 73-0290
				八東住民課 : ht-jyumin@town.yazu.tottori.jp FAX 84-2818

※ 役員が複数名になる場合は裏面の追加欄に記入してください。

※ 役員の報告は名簿の提出をお願いします。

(開庁時間外に各庁舎へ持参される場合は、宿日直へ預けてください。)

(新役員報告書追加欄)

役 員 名	氏 名	性 別		任 期 (就 任 年 月 日)		
		男性	女性			
				令和 年 月 日 から		
	住所					
	電話			令和 年 月 日 まで		
				令和 年 月 日 から		
	住所					
	電話			令和 年 月 日 まで		
				令和 年 月 日 から		
	住所					
	電話			令和 年 月 日 まで		
				令和 年 月 日 から		
	住所					
	電話			令和 年 月 日 まで		
				令和 年 月 日 から		
	住所					
	電話			令和 年 月 日 まで		
				令和 年 月 日 から		
	住所					
	電話			令和 年 月 日 まで		
				令和 年 月 日 から		
	住所					
	電話			令和 年 月 日 まで		
				令和 年 月 日 から		
	住所					
	電話			令和 年 月 日 まで		
				令和 年 月 日 から		
	住所					
	電話			令和 年 月 日 まで		

令和 年 月 日

令和5年度事業計画書（総務課関係）

集 落 名 ()
 区長（自治会長）名 ()

区 分	施 設 名	計 画 内 容
① 集会所改修等	<例>集会所、広場、遊具、倉庫等 3	<例>必要な理由(新築、改修等)、建築面積〇〇㎡、敷地面積〇〇㎡、概算事業費〇〇万円等
② 消防施設整備補助	<記載例>ホース〇本	<記載例>〇〇円×〇本 概算事業費〇万円 等
③ 防犯灯設置補助	<例>新設、修繕〇カ所	<例>必要な理由、概算事業費〇〇万円等
④ カーブミラー	<例>新設、修繕〇カ所	<例>必要な理由、概算事業費〇〇万円等

※ 来年度の予定をご記入ください。

※ この事業計画書は、来年度の予算確保に向けた資料となります。来年度の予定をご記入ください。

※ この事業計画書を提出していただいた集落には、4月に「補助申請の案内文書」をお送りします。折返し、事業実施前に申請書の提出をお願いします。

※ 事業実施の際には事前に担当課へ相談願います。

※ 計画書は、令和5年1月13日(金)までに総務課・船岡住民課・八東住民課へ提出願います。詳しくは、総務課（76-0201）へお問い合わせ願います。

令和4年11月28日

区長（自治会長） 各位

八頭町長 吉田 英人
（ 公 印 省 略 ）

緊急時の連絡体制について（依頼）

初冬の候、皆様には益々ご清栄のことと存じます。

日頃から、集落における防災・減災体制、また自主防災組織の運営にご尽力をいただきありがとうございます。

さて、本町では、災害の発生するおそれがある場合等、区長（自治会長）さんと連絡を密にし、避難所の開設、住民の避難などの対応を図りたいと考えています。

つきましては、新年度の集落体制が決まり次第、お手数ですが緊急時の町との連絡体制として、別紙1により下記提出先に提出していただきますようお願いいたします。

提出先 総務課防災室、船岡住民課、八東住民課
又は FAX 0858-73-0147 へお願いします。

担当者：総務課防災室 遠藤
電話 76-0203

【別紙 1】

総務課防災室あて

(FAX: 0858-73-0147)

提出日 令和 年 月 日

集 落 名

区長（自治会長）名

八頭町と集落との連絡体制(網)について

災害等の緊急時において、区長様が不在の時は、優先順位に基づき連絡させていただきます。

連絡者の優先 順位・役職名	氏 名	連絡先	備考
1. 区 長 (自治会長)		① (携帯)	
		② (自宅)	
2.		① (携帯)	
		② (自宅)	
3.		① (携帯)	
		② (自宅)	

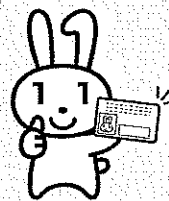
※ 連絡先は、①携帯電話、②自宅電話でお願いします。

※ 提出して頂いた情報は、目的以外には使用しません。

※ 新体制が決まり次第、ご提出をお願いします。

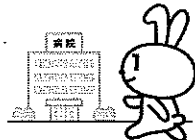
マイナンバーカード

これからの暮らしに、手放せない一枚！



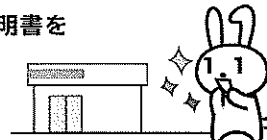
健康保険証として使える！※1

カードを保険証として利用する方は、通常の保険証の場合よりも初診料等の負担が小さくなります。



コンビニで各種証明書が取得できる！※2 ※3

住民票の写しなどの各種証明書を窓口よりも安く取得できる市区町村が増えています。



新型コロナワクチン接種証明書がスマートフォンアプリで発行できる！

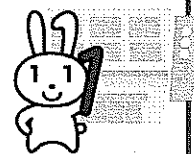
国内用と海外用の接種証明書をスマートフォンアプリで取得し、いつでも表示できます。

※アプリに対応しているスマートフォンが必要です
※海外用の接種証明書の取得のためには有効なパスポートが必要です



給付金の受け取りがスマートに！

公金受取口座を登録することで、年金や児童手当などを申請するときに、口座情報の記入や通帳の写しなどを提出する必要がなくなります。



オンラインで行政手続きができる！※2 ※4

確定申告(e-Tax)をはじめ、子育てなどに関する手続きもオンラインで便利に申請ができます。



本人確認書類として使える！

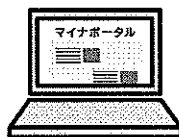
1 2 3 4 5 6
7 8 9 0 1 2
マイナンバー

マイナンバーと本人確認書類が同時に必要な場面も、これ1枚でOK！ライブ会場の入場や会員登録など幅広く使えます！



便利な「マイナポータル」が使える！※2 ※4

ご自身の情報の確認やオンライン申請ができる「マイナポータル」が使えます。



民間のサービスにも拡大中！※4

各種オンライン決済サービスにおける口座登録、オンラインでの住宅ローン契約や証券口座開設などのときに使えて、書類郵送などの手間がかかりません。



※1 対応する医療機関・薬局は順次拡大していきます ※2 市区町村によってサービスが異なります ※3 毎日6:30から23:00まで利用できます(市区町村により異なる場合があります)
※4 マイナンバーカード読み取りに対応しているスマートフォン又はICカードリーダーとパソコンが必要です

マイナポイント
第2弾
実施中!!

マイナンバーカードを使って申込みすると

最大 **20,000円分** のポイントがもらえる！

カード取得は、
お早めに！



1

マイナンバーカードの新規取得等[※]で
最大 **5,000円分** の
ポイントがもらえる！

+

2

健康保険証としての利用申込みで
7,500円分
ポイントがもらえる！

+

3

公金受取口座の登録完了で
7,500円分
ポイントがもらえる！

※カードを既に取得した方のうち、マイナポイント第1弾の未申込者も含まれます
詳細はマイナポイント事業のホームページにて順次お知らせします

詳しい申込み方法などはこちら→



ポイントをもらうために必要なマイナンバーカードの申請期限は、12月末までとなりますのでお早めに！

マイナンバーカードの安全性

対面でもオンラインでも使える公的な本人確認書類です。
マイナンバーの他に、氏名・住所・生年月日・性別が記載されています。

安心・安全! 4つのポイント

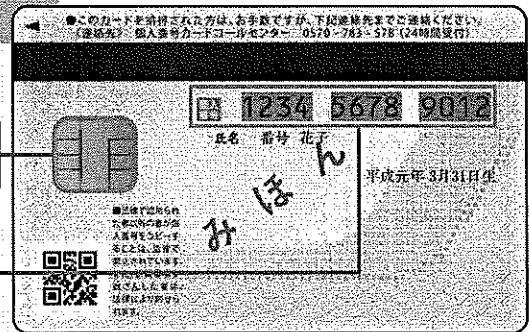
- Point 1** なりすましはできません。顔写真入りのため、対面での悪用は困難です。
- Point 2** プライバシー性の高い個人情報が入っていません。ICチップ部分には、税や年金などの個人情報は記録されません。
- Point 3** 電子証明書を使うため、オンラインでの利用にはマイナンバーは使われません。
- Point 4** マイナンバーを見られても悪用は困難です。マイナンバーを利用するには、顔写真付き本人確認書類などでの本人確認があるため、悪用は困難です。

おもて 顔写真付き! 対面での本人確認書類に!



Point 1

うら ICチップ付き! オンラインでの本人確認に!



Point 2

Point 3

Point 4

※マイナンバーカードの有効期限は、マイナンバーカード発行の日から18歳以上の場合は10回目の誕生日、18歳未満の場合は5回目の誕生日までです。(外国人住民の方(特別永住者、永住者及び高度専門職第2号を除く)のマイナンバーカードの有効期限は、在留期間の満了日等までです。)

※電子証明書の有効期限は、電子証明書発行の日から5回目の誕生日(またはマイナンバーカードの有効期限)までです。

マイナンバーカードのお問い合わせ

公式サイト

マイナンバーカード総合サイト

検索

<https://www.kojinbango-card.go.jp>



マイナンバー
カードの
最新情報



そろそろあなたもマイナンバーカード

検索

<https://mynumbercard.soumu.go.jp/>



マイナンバー総合フリーダイヤル

マイ ナン バ ー

0120-95-0178

平 日 9時30分~20時00分 土日祝 9時30分~17時30分 (年末年始を除く)

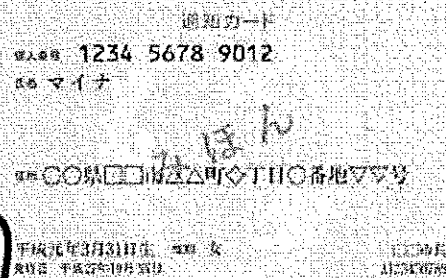
マイナンバーカードの紛失・盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合 050-3818-1250

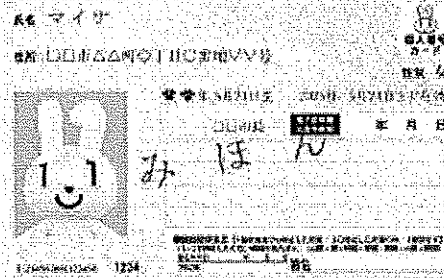
■This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese. 0120-0178-27

お問い合わせ

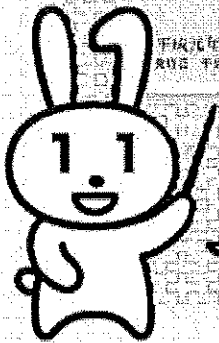
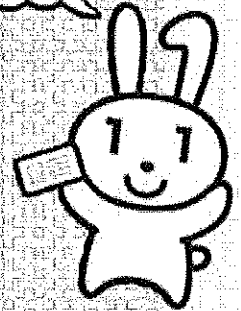
通知カード



マイナンバーカード



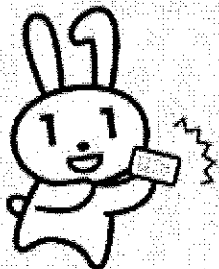
こっちは
マイナンバー
カード!



通知カードは、マイナンバーをお知らせするカードです。
マイナンバーカードを取得するまでの間、
大切に保管してください。

マイナンバーカードは、
顔写真付き!

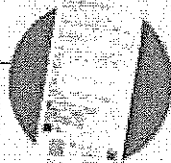
顔写真付きのマイナンバーカードは
パソコンやスマホから無料で申請できます!



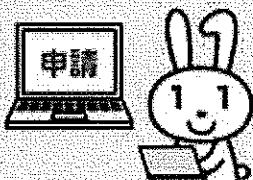
顔写真付きのカードです。
身分証明書になります!

個人番号カード交付申請書を
ご用意ください。

※申請書の再交付は役場でできます。

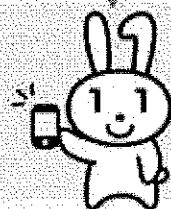


パソコンで



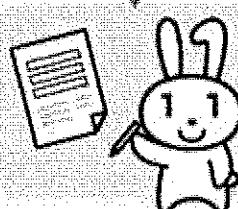
カメラで撮った顔写真をパソコンに保存します。マイナンバーカード総合サイト(WEBSITE)にアクセスし、必要事項を入力して送信します。

スマホで



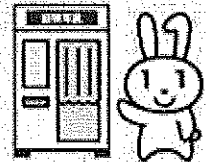
スマートフォンのカメラで顔写真を撮影し、交付申請書のQRコードを読み込み、必要事項を入力して送信します。

郵便で



個人番号カード交付申請書に署名または記名・押印し、顔写真を貼り付け、送付用封筒に入れて郵送します。

コンビニの顔写真撮影機で



個人番号カード交付申請書を写真機で読み込みし、画面の案内にしたがって、必要事項を入力し、顔写真を送信します。

役場本庁舎・船岡庁舎・八東庁舎で、無料の顔写真撮影と個人番号カードの交付申請を行うことができます。(本人確認書類が必要です)

マイナンバーカードがあれば

え!? コンビニで 住民票が取れる!?

マイナンバーカードを使って
「住民票の写し」や「各種証明書」を
全国のコンビニ等で取得できます。

いつでも! どこでも! 簡単に! /

利用できる店舗

- ◇ ローソン、ファミリーマート、セブンイレブンなど

※マルチコピー機が設置されている店舗に限ります。▶

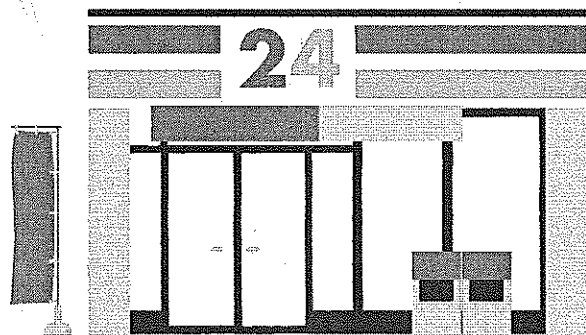
利用時間

- ◇ 午前6時30分から午後11時まで

(12月29日から1月3日とメンテナンス日はご利用いただけません)



※ご利用には4桁の暗証番号が必要です。
※利用者証明用電子証明書が搭載されてない
ご利用できません。



コンビニで
各種証明書が
取得できるから
便利です!

証明書取得後のデータは一切残りませんので、ご安心ください

- ◇ 交付手数料は窓口申請時より50円安くなります。

取得できる証明書	取得できる範囲	手数料
住民票の写し	本人及び同一世帯のみ	250円
印鑑登録証明書	八頭町で印鑑登録されている本人のみ	250円
所得課税証明書	本人のみ(最新のものに限り)	250円

※一通の価格です

コンビニ交付に関するお問い合わせ先 八頭町役場 町民課 TEL:0858-76-0211

利用申込受付中!

マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できます!

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。
利用できる医療機関・薬局については、ステッカーやポスターが目印です。



申込方法は
特設ページでも
確認できます!



http://www.mhlw.go.jp/hint/hokenhonyou_top.html



医療機関や薬局の受付で
マイナンバーカードを
顔認証付きカードリーダーに
置いて本人確認!

カードの顔写真を機器で確認します。※顔写真は機器に保存されません。



どんないいことがあるの?

より良い医療が
可能に!

本人が同意をすれば、
初めての医療機関等でも、
特定健診情報や今までに使った
薬剤情報が医師等と共有できる!



カードリーダーのある
医療機関等でマイナ保険証を
利用したとき、初診料等が
低くなる!
さらに、災害時にも利用可能!

自身の健康管理に
役立つ!

マイナポータルで
自身の特定健診情報や
薬剤情報・医療費通知情報が
閲覧できる!



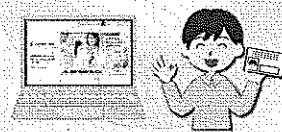
手続きなしで限度額を超える
一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても
高額療養費制度における
限度額を超える支払が免除される!



オンラインで医療費控除が
より簡単に!

マイナポータルを通じた
医療費通知情報の自動入力で、
確定申告の医療費控除が
よりカンタンに!



健康保険証として
ずっと使える!

就職・転職・引越をしても
健康保険証としてずっと使える!
医療保険者が変わる場合は、
加入の届出が引き続き必要です。



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。
※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。

出張申請受付で、 マイナンバーカードをつくってみませんか？



出張申請とは

役場職員が町内の事業所等を訪問し、専用タブレットで写真撮影（無料）などの申請手続きを行います。役場窓口にお越しいただくことなく、受け取りまでが完了するのでとても便利です。

【対象】八頭町内に事業所のある企業、団体、町内の自治会や地域団体等

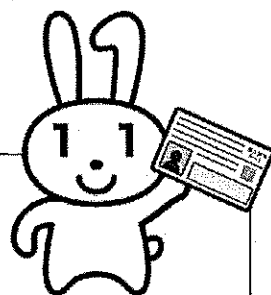
【申込条件】申請者が概ね5人以上見込まれることや、申請者は住所が八頭町の方に限ります。



申請～受け取りまでは3ステップ！

STEP① 必要書類を準備！

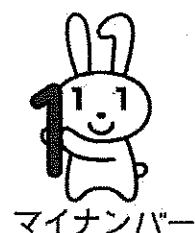
全員	1	マイナンバーカード交付申請書	事前に用紙を配布します。
	2	暗証番号設定依頼書	
	3	マイナンバー通知カード	制度開始時（平成27年）に一斉送付されたものです。
		※探しても見当たらない場合 紛失届	事前に用紙を配布します。
該当者のみ	4	本人確認書類	【顔写真付き本人確認書類】1点 運転免許証、パスポートなど 【上記をお持ちでない方】以下のうち2点 健康保険証、年金手帳、社員証、介護保険証、医療受給者証など ※いずれも有効中の原本に限ります。
	5	住民基本台帳カード	申請して取得された方のみ



STEP② 当日、事業所等で写真撮影！

STEP③ 事業所等or自宅での受け取り！

役場職員が事業所等を訪問して直接交付するか、
本人限定受取郵便で住所地に送付します。



マイナンバーカード出張申請受付申込書

年 月 日

企 業 ・ 団 体 名			
所 在 地	八頭町		
※ 担 当 部 署			
担 当 者			
連 絡 先	TEL :		
	FAX :		
	E-mail :		
申 請 人 数	約	人	
希 望 日 時	第1希望 :	月 日 ()	午前 ・ 午後
	第2希望 :	月 日 ()	午前 ・ 午後
	日程等の調整のため、後日町民課よりお電話にてご連絡いたします。		

※団体等で所属部署がない場合は記載不要です。

【お申込み・お問合せ先】

〒680-0493

八頭町郡家493番地

八頭町役場 町民課

TEL : 0858-76-0211

FAX : 0858-73-0147

E-mail : choumin@town.yazu.tottori.jp

申請希望者リスト

企業・団体名:

No.	氏名	フリガナ	生年月日	住所
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※申請いただく人数に応じて欄を追加してください。

※上記事項が記載されている場合、本様式ではなく独自の様式でも申し込み可能です。

【重要なお知らせ】

可燃ごみ搬入場所変更についてのご案内

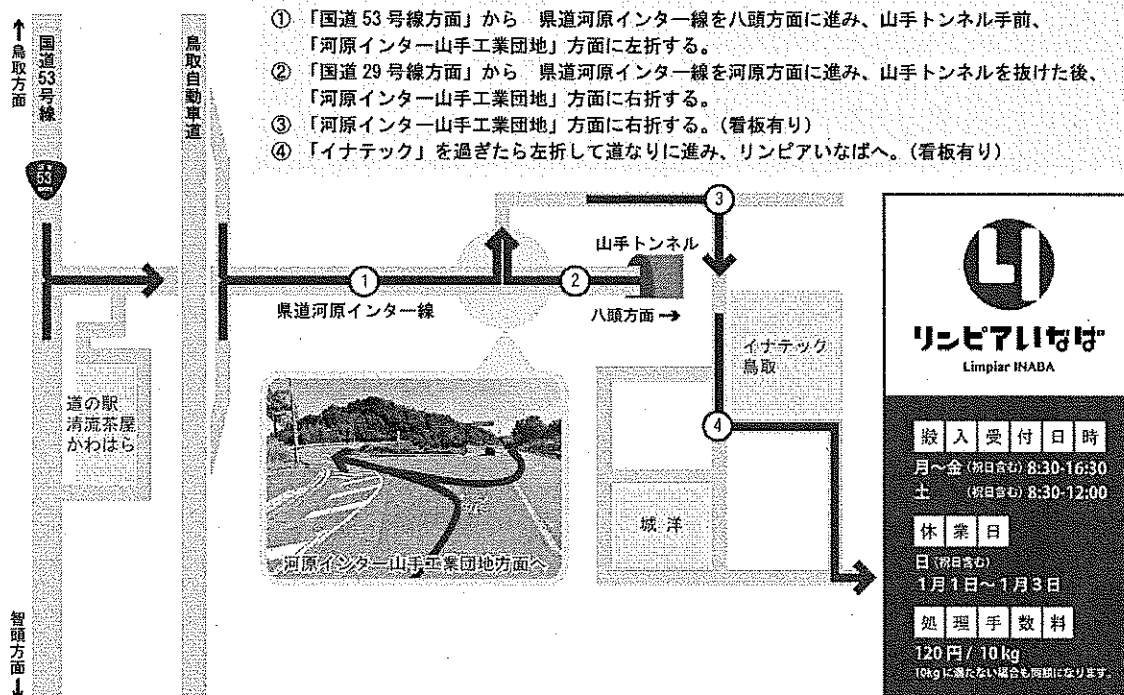
「可燃物処理施設リンピアいなば」は、発電用ボイラ修繕のため、可燃ごみの直接持ち込みを一時停止させていただいておりましたが、令和5年1月4日（水）より受入を再開いたします（令和5年1月1日（日）から1月3日（火）までは休業日です。）。

また、「リンピアいなば」の可燃ごみ受入再開に伴い、「神谷清掃工場」は令和4年12月31日（土）をもちまして受付を停止いたします。

可燃物処理施設



案内



【問合せ先】

鳥取県東部広域行政管理組合 施設建設課

電話 0857-26-0596/FAX 0857-29-2759

E-mail shisetsukensetsu@east.tottori.tottori.jp

ホームページ <https://www.east.tottori.tottori.jp>

小型充電式電池とボタン電池の収集について

令和4年4月から小型充電式電池（リチウムイオン電池等）とボタン電池の収集を開始します。

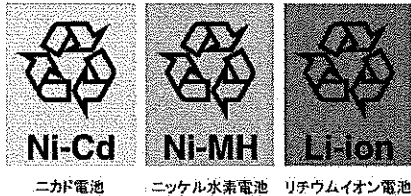
近年、リチウム電池等が入ったままの小型家電などが原因でごみ収集運搬車や不燃物処理施設での発火事故が多発しています。

分別や出し方は、次のとおりですので、ご理解とご協力をお願いします。

【小型充電式電池とは？】

小型充電式電池には、リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池、などの種類があり、下図のようなリサイクルマークが付いている電池です。

○リサイクルマーク



【主な小型充電式電池】



【収集する電池】

- ・ 小型充電式電池（上図の機器からの取り外しが可能な電池）
- ・ モバイルバッテリー（スマートフォンの外部バッテリー等）
（※本体は収集対象外です）
- ・ ボタン型電池

【収集日】 乾電池類の収集日（3回／年）

【注意事項】

- ・ 電池の金属端子部分にはセロテープ等を貼り、絶縁してください。
また、従来の乾電池にも両極にテープを貼って出してください。
- ・ 出す際は、透明または半透明な袋に入れ、雨に濡れないように袋の口をしっ
かりと縛ってください。
- ・ 小型充電式電池やボタン電池が使われている家電製品を処分されるときは、
必ず電池を取り外して出してください。

【その他】

小型充電式電池とボタン電池の回収は、次の場所でも随時、回収しています。

- ・ 一般社団法人JBRCの回収協力店（家電量販店、ホームセンターなど）
- ・ 役場各庁舎

八頭町集落ごみステーション等整備事業補助金について

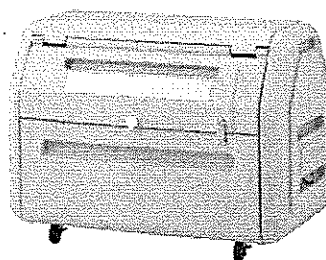
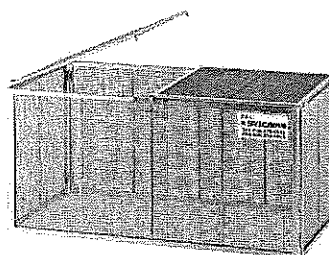
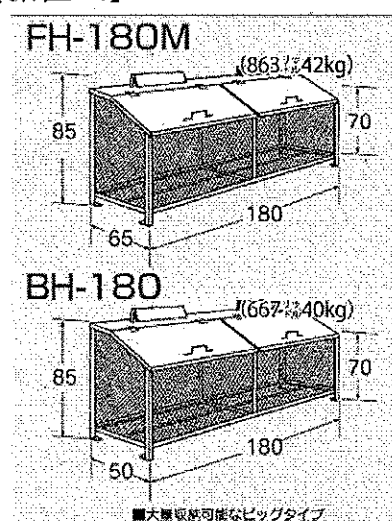
各集落ごみステーション施設の設置等の整備について、次のとおり支援しています。
ご希望等があれば、事前に町民課までにご相談ください。

形状		具体例	補助率	補助限度額
据置式	箱型	ロッカー、コンテナ等	補助対象経費の 1/2 以内 (1 個あたり)	5 万円
構築式	物置型	収納庫(トランクルーム)、 物置等	補助対象経費の 8/10 以内 (1 個あたり)	100 万円
	一部 開放型	囲い(コンクリート製、ブ ロック製、木製等)		

※補助金の額は、1,000 円未満切り捨てです。

形状	補助対象経費 (消費税込)
据置式	購入費、修繕費 ※送料は、補助対象外
構築式	工事費、修繕費、用地購入費

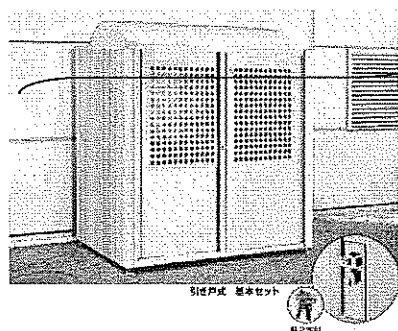
【据置式】



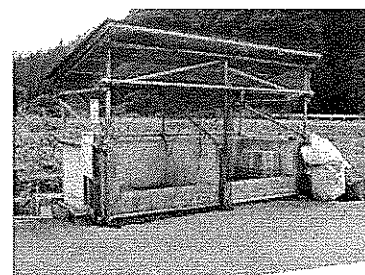
高さ
4m
幅
1.8m
奥行
0.8m
アンカー
800mm

【構築式】

○物置型



○一部開放型



民生委員・児童委員の概要

<選任基準>

- ・社会福祉に対する理解と熱意があり、地域の実情に通じ、積極的な活動のできる者
- ・原則として75歳未満（選任時）

<民生委員・児童委員とは>

○地域の身近な相談相手、その内容に応じて関係機関への「つなぎ役」になります。

民生児童委員は、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域(集落)において、生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ、適切な支援やサービスへの「つなぎ役」です。

民生委員は民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱されます。児童福祉法による児童委員を兼ねています。地域福祉を担うボランティアとして、非常勤の地方公務員としても位置付けられ、守秘義務を課されています。児童に関することを専門に担当する主任児童委員も配置されています。八頭町は民生児童委員66名、主任児童委員3名が配置されています。

地域の中での具体的な活動事例

- ・ひとり暮らし高齢者の見守り安否確認。定期的に訪問し、困っていることがないか伺う。
- ・高齢者、障がい者など、支援を必要とする方について、行政に情報提供し、支援につなげる。
- ・生活困窮世帯に対して、生活保護や生活福祉資金の借り入れなど制度の利用につなげる。
- ・旧小学校区単位で組織されるまちづくり委員会の活動へ参画し、対象者の情報を共有する。
- ・小中学生の通学時間にあわせて、見守りを兼ねたあいさつ運動に参加する。
- ・避難行動要支援者台帳を活用し、災害に備えた地域の支援体制づくりに協力する。 など

<民生児童委員協議会(民児協)としての活動>

- ・民生児童委員は八頭町民生児童委員協議会（民児協）に所属しますが、主な活動は郡家・船岡・八東地域それぞれに組織された支部を中心に活動します。
- ・町事業(要支援者の把握、証明事務やあて職)や町社会福祉協議会事業への協力、視察研修など
- ・毎月1回 定例会へ出席。定例会の内容は各種研修と情報交換など。
- ・県民生児童委員協議会やその他の機関が主催する研修会への参加し、知識の習得に努めます。

<活動手当>

民生委員には、報酬は支給されませんが、活動に対する実費弁償（交通費等）として、県から年間60,200円、町から年間34,200円の活動手当が支給されます。

<任期>

3年（現在：令和4年12月1日～令和7年11月30日まで）



令和4年11月28日

各 区 長 様

八 頭 町 建 設 課 長

除雪作業のご協力について（お願い）

初冬の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、町行政につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、今年も降雪期を迎え、本町としましては主要幹線やスクールバス路線を中心に計画を策定し、体制を組み、除雪作業に備えているところです。

つきましては、下記の点について集落内に周知していただき、円滑な除雪作業にご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 生活道路の除雪は、地区住民の皆様のご理解ご協力をお願いします。

* 順次各路線の除雪を行いますが、降雪量により除雪が遅れることがあります。
また路線の支障樹木の取除きや有害鳥獣の電柵及びメッシュの移動等、皆様のご協力をお願いします。

2 路上駐車や放置車両の取扱いについてご協力をお願いします。

* 作業中の除雪車には、危険ですので近づかないでください。また、路上駐車や路上放置車は、除雪作業の障害となりますので、絶対にしないようご協力をお願いします。

除雪の支障となる場合、除雪できないこともありますので、ご承知願います。

3 機械除雪についてご理解をお願いします。

* 「家の前を苦労して雪かきしたのに、除雪車が雪を積み上げていく」等の苦情が寄せられます。家屋が密集している道路ではやむを得ない場合がありますので、ご理解をお願いします。

除雪に関する問合せ
八頭町役場建設課
除雪係（TEL 76-0206）

空き家を貸しませんか？売りませんか？

売りたいけど、どこに
相談すればいいの？



親から引き継いだ
財産を有効活用したい



いつまでも空き家だと
管理が大変だなあ



「八頭町空き家バンク」では、空き家を借りたい方・買いたい方を見つけるお手伝いをしています。近年、Uターン者等の利用希望者からの問い合わせが増える一方で、登録された空き家が少なくなっており、住居が不足しています。

空き家の利活用促進と、集落内の空き家所有者の方への働きかけに、ご理解ご協力をお願いします。

八頭町空き家バンク

所有者から提供された空き家情報を、
利用希望者へ紹介する制度

■ 空き家バンク登録の流れ

①申請

町へ申請書など必要書類を提出

②確認・調査

町が物件の現地調査（写真撮影）

③登録

町ホームページ等で情報発信

※空き家の管理は、所有者が行う必要があります。

Q 家財が残っているけど・・・

撤去費用を補助します。（要件あり）
借主/買主の同意の上、そのまま使っ
てもらう事例もあります。

Q 古いので修繕しないと住めないかも

修繕費用を補助します。（要件あり）
借主/買主向けの補助制度もあります。
※大規模な修繕が必要なものは登録をお断
りする場合があります。

Q 広い家でも買い手が見つかる？

お店やシェアハウスとして利用され
る事例もあります。

空き家バンクに関する窓口

八頭町 地方創生室 空き家利活用担当

TEL：0858-76-0213

受付：月～金／午前8時30分～午後5時15分

E-Mail：yazu-akiya@town.yazu.tottori.jp

HP：http://www.town.yazu.tottori.jp/2609.htm

空き家の改修補助金についてもご案内します。
まずはお気軽にお問い合わせください。

八頭町 空き家バンク



専門家による総合相談窓口

とっとり空き家利活用推進協議会

「とっとり暮らし住宅相談員」

TEL：090-4659-1908（東部地区担当）

受付：月～金／午前9時～午後4時30分

HP：https://akiya-rikatsuyou.org/

相続から管理のことまで空き家相談をワンストップ
で受付！宅建協会、建築士会、司法書士会、土地家
屋調査士会からなる総合相談窓口です。

とっとり空き家利活用



集落向け補助制度一覧表

- ①八頭町集落公民館等整備事業補助金
- ②八頭町集落公民館等解体事業補助金
- ③八頭町防犯灯設置補助金
- ④八頭町消防施設整備事業補助金
- ⑤八頭町防災用土嚢整備事業原材料支給
- ⑥八頭町農業用施設整備費補助金
- ⑦八頭町農林業用施設整備事業原材料支給
- ⑧-1.2.3 八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金
- ⑨八頭町土木事業原材料支給
- ⑩八頭町資源ごみ回収報奨金
- ⑪除雪機購入補助
- ⑫八頭町災害時における支え愛地域づくり推進事業補助金
- ⑬八頭町カーブミラー設置等補助金

☆基本的に翌年度の当初予算になりますので、4月以降の事業実施となります。
また、原則として年度中途での申請には対応できませんのでご了承願います。
※ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

①

補助金名	八頭町集落公民館等整備事業補助金									
補助事業概要	集落公民館等の新築・増改築並びに付属施設（広場、遊具、倉庫等含む）を改修する経費に対し費用を補助するもの。									
補助金の額 (限度額等)	(千円未満の端数切捨て)									
	補助対象事業	補助対象事業費限度額	補助率							
			31世帯以上	21～30世帯	11～20世帯	10世帯以下				
	建築面積が30平方メートル以上かつ事業費が30万円以上の集落公民館等の新築又は取得(改修費含む)	60世帯以上の集落	10分の2.5	10分の3.5	10分の4	10分の5				
		2,400万円								
		30世帯以上59世帯以下の集落								
		2,200万円								
		29世帯以下の集落								
		2,000万円								
	事業費が10万円以上の洋式トイレへの改修	300万円	10分の4	10分の4	10分の5	10分の5				
	建築面積が30平方メートル以上かつ事業費が30万円以上の集落公民館等の改築	60世帯以上の集落	10分の2	10分の2.5	10分の3	10分の4				
		2,400万円								
		30世帯以上59世帯以下の集落								
		2,200万円								
		29世帯以下の集落								
		2,000万円								
	建築面積が5平方メートル以上の集落公民館等の増築又は一部改築	300万円								
	事業費が10万円以上の集落公民館等の改修	300万円								
	事業費が120万円以上の集落公民館等の増築及び改修又は一部改築及び改修	600万円								
	事業費が10万円以上の集落公民館等のバリアフリー化のための改修	300万円								
	敷地面積が100平方メートル以上の広場等の新設又は増設	250万円								
	事業費が10万円以上の広場等の改修	250万円								
事業費が10万円以上の遊具等の新設、更新又は修繕	75万円									
事業費が10万円以上の倉庫等の新設又は更新	250万円									
事業費が10万円以上の倉庫等の修繕	75万円									
事業費が10万円以上の有線放送設備の改修	400万円									
事業費が10万円以上の無線放送設備の新設又は改修	400万円									
事業費が10万円以上の水源確保設備の新設又は改修	100万円									
事業費が50万円以上の公共下水道又は農業集落排水への接続	150万円									
事業費が2万円以上の集落名称等の表示看板の新設、更新又は修繕	10万円	10分の5								
摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、申請書及び見積書等が必要ですので、総務課管財係へ事前に協議をお願いします。									

担当課：総務課（76-0201）

②

補助金名	八頭町集落公民館等解体事業補助金			
補助事業概要	集落公民館等の解体、撤去並びに整地を行う経費に対し費用を補助するもの。			
補助金の額 (限度額等)	(千円未満の端数切捨て)			
	補助対象事業費	補助率	補助対象事業費限度額	
	集落公民館等の解体、 撤去並びに整地に要す る経費	60世帯以上の集落	2.5/10	200万円
		31世帯以上59世帯以下の集落	3/10	
		21世帯以上30世帯以下の集落	3.5/10	
		11世帯以上20世帯以下の集落	4/10	
		10世帯以下の集落	5/10	
摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、申請書及び見積書等が必要ですので、総務課管財係へ事前に協議をお願いします。 ※八頭町集落公民館等整備事業補助金との併用はできません。			

担当課：総務課（76-0201）

③

補助金名	八頭町防犯灯設置補助金		
補助事業概要	集落が行う防犯灯の新設、修繕、移転費用に対し、町が補助するもの。		
補助金の額 (限度額等)	実施事業費又は購入金額に下表の補助率を乗じて得た金額(千円未満の端数切捨て)以内で予算の範囲内の額。		
	○ 新設の場合		
	区分	補助率	補助金額上限 備考
	蛍光管	1/2	10,000円/基
	LED	1/2	20,000円/基
	○ 蛍光管からLED灯への取替		
	区分	補助率	補助金額上限 備考
	LED	-	10,000円/基 器具(本体・LED管等)一式交換の場合
	○ 移設の場合		
	区分	補助率	補助金額上限 備考
	蛍光管・LED	1/2	10,000円/基
	LED	1/2	20,000円/基 蛍光管からLED灯に器具を更新する場合
	○ 修繕の場合		
	区分	補助率	補助金額上限 備考
	蛍光管・LED	1/2	5,000円/基 器具本体が対象(玉替えは補助対象外)
	○ 防犯灯柱		
	区分	種類	補助金額上限 備考
	新設・修繕	-	30,000円/基
	移設	-	10,000円/基 既設のポール等を使用
摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、申請書・見積書・設置場所の位置図等が必要ですので、総務課防災室に協議をお願いします。		

担当課：総務課防災室（76-0203）

④

補助金名	八頭町消防施設整備事業補助金			
補助事業概要	消防施設の新設、修繕、購入費用に対し補助するもの。			
補助金の額 (限度額等)	実施事業費又は購入金額に下表の補助率を乗じて得た金額（千円未満の端数切捨て） 以内で予算の範囲内の額。			
	区分	施設名	補助率	備 考
	新設	小型ポンプ一式	4/5以内、但し、集落の1戸当り (生活保護家庭除く)の負担上限 額を5千円とし、集落負担上限額 を超える部分については10/10	補助対象事業費限度額250万円
		防火水槽	4/5以内	
		消火栓	2/3以内、但し、集落の1戸当り (生活保護家庭除く)の負担上限 額を5千円とし、集落負担上限額 を超える部分については10/10	補助対象事業費限度額40万円
		小型ポンプ格納庫	31世帯以上 10分の2 21世帯～30世帯 10分の2.5 11世帯～20世帯 10分の3 10世帯以下 10分の4	補助対象事業費限度額250万円 (基準額10万円以上)
		ホース乾燥設備	1/3以内	補助対象事業費限度額40万円
		サイレン		
	修繕	小型ポンプ(軽可搬)	1/2以内	補助対象事業費限度額30万円 (基準額2万円以上)
		消火栓(移転含む)	2/3以内、但し、集落の1戸当り (生活保護家庭除く)の負担上限 額を5千円とし、集落負担上限額 を超える部分については10/10	補助対象事業費限度額40万円
		小型ポンプ格納庫	31世帯以上 10分の2 21世帯～30世帯 10分の2.5 11世帯～20世帯 10分の3 10世帯以下 10分の4	補助対象事業費限度額75万円 (基準額10万円以上)
		防火水槽	9/10以内	補助対象事業費限度額100万円
		ホース乾燥設備	1/2以内	補助対象事業費限度額40万円 (基準額2万円以上)
		サイレン		(基準額2万円以上)
		発電機		(基準額2万円以上)
	購入	ホース、管鎗、吸管	1/2以内	
		ホース格納箱、水利表示		
		異形媒体、スタントパイプ		
		簡易水槽		組み立て式で持ち運びが容易なもの
		発電機		補助対象事業費限度額15万円
		長机、パイプイス		集落災害対策本部設置用
		ホワイトボード		
		車椅子、担架、リヤカー		避難用
		チェンソー		
		ヘルメット、略帽・帽子		
		法被・活動服		補助対象事業費限度額2万円 (1着当たり)
		AED・交換用パッド等	31世帯以上 10分の5 21世帯～30世帯 10分の5.5 11世帯～20世帯 10分の6 10世帯以下 10分の7	
摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、申請書及び見積書等が必要ですので、総務課防災室 に協議をお願いします。 (修繕の場合は修繕箇所の写真をお願いします。)			

担当課：総務課防災室（76-0203）

⑤

補助金名	八頭町防災用土嚢整備事業原材料支給
補助事業概要	防災用として作成する土嚢に対し、原材料となる真砂土を支給する。
補助金の額 (限度額等)	原材料支給にかかる限度額は、1集落当たり年間10,000円以内の額。 (1箇所あたり概ね2tダンプ1台)
摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、総務課防災室に協議をし、事業に関する認定を受けてください。 ※事業に係る支給原材料の支払いは、町が業者に直接支払います。

担当課：総務課防災室（76-0203）

⑥

補助金名	八頭町農業用施設等整備費補助金
補助事業概要	農道・農業用排水路等の改修、補修、維持管理に係る経費の一部を助成する。
補助金の額 (限度額等)	対象経費の2/3以内（ただし、1団体当たり上限20万円）
摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、事前に産業観光課農業係に協議をし、事業に関する認定を受けてください。

担当課：産業観光課（76-0208）

⑦

補助金名	八頭町農林業用施設整備事業原材料支給
補助事業概要	農道、林道、農業用排水路等の施設整備に対し、原材料を支給する。 ※町道、私道及び利用者を制限している路線は対象としない。
補助金の額 (限度額等)	原材料支給にかかる限度額は、1団体当たり年間20万円以内の額。
摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、産業観光課農業係に協議をし、事業に関する認定を受けてください。 ※事業に係る支給原材料の支払いは、町が業者に直接支払います。

担当課：産業観光課（76-0208）

⑧-1

補助金名	八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金 (侵入防止柵整備事業)
補助事業概要	イノシシやシカ等の有害鳥獣による農林水産物等への被害を防止するため、2戸以上の農業者等で構成する任意の組織等に対し、電気柵やワイヤーメッシュ柵、防鳥テグス等の購入経費を補助することにより、鳥獣害からの被害防止の強化を促進する。
補助金の額 (限度額等)	【新規設置の場合】 1 概ね1ha以上の受益面積に設置する場合は購入経費の5/6以内 2 上記1に該当しない場合は購入経費の2/3 ※国事業又は、県事業の要件に該当しない場合は、上記1の場合は購入経費の1/2以内。上記2の場合は購入経費の1/3以内。 ※国事業の要件に該当する場合は、負担額なし。ただし、集落側の直営施工が条件。 【雪害などによる修繕の場合】 ・修繕に係る資材購入経費の1/2以内。 ・事業費1万円以上が対象、補助金交付上限20万円。
摘要 (申請手続等)	事業の実施については、事前に産業観光課に協議をお願いします。

担当課：産業観光課（76-0208）

⑧-2

補助金名	八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金 (鳥獣追払い用具購入事業)
補助事業概要	ニホンザル等の有害鳥獣による農林水産物等への被害を防止するため、地元住民による集団的な追払い活動を実施する団体等に対し、花火等の追払い用具の購入経費を補助するとともに、構成員の動物駆逐用煙火保安教育講習の受講経費を補助することにより、鳥獣害からの集落づくりの強化を促進する。
補助金の額 (限度額等)	・花火、爆竹、電動モデルガン等の購入経費の2/3 ・動物駆逐用煙火保安教育講習受講経費 新規者 10/10 更新者 2/3
摘要 (申請手続等)	事業の実施については、事前に産業観光課に協議をお願いします。

担当課：産業観光課（76-0208）

⑧-3

補助金名	八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金 (集落づくり推進支援対策事業)
補助事業概要	地域住民が協力して、鳥獣被害対策に積極的に取り組む意向を持つ集落等に対して、支援を行い地域ぐるみでの被害対策の普及・促進を図る。
補助金の額 (限度額等)	研修会等の開催経費、餌づけ要因の除去作業及び侵入防止柵の見回り等の経費 1団体当たり上限30万円(1回のみ)
摘要 (申請手続等)	事業の実施については、事前に産業観光課に協議をお願いします。

担当課：産業観光課（76-0208）

⑨

補助金名	八頭町土木事業原材料支給
補助事業概要	町道及び集落内法定外公共物等(赤線など)の整備促進を図るため、共同で事業を行う代表者に対して原材料を支給する。 ※私道及び利用者を制限している法定外公共物等は対象としない。
補助金の額 (限度額等)	原材料支給にかかる限度額は、1箇所当たり年間20万円以内の額。
摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、建設課に協議をし、事業に関する認定を受けてください。 ※事業に係る支給原材料の支払いは、町が業者に直接支払います。

担当課：建設課（７６－０２０６）

⑩

補助金名	八頭町資源ごみ回収報奨金
補助事業概要	自治会、子供会、ＰＴＡ、婦人団体、老人クラブ等、資源ごみ回収に協力する団体に報奨金を交付し、資源の再利用の推進とごみの減量化を図る。
補助金の額 (限度額等)	古紙類 1kgあたり 6円 金属類 1kgあたり 4円 ビン類 1本あたり 4円
摘 要 (申請手続等)	報奨金を受けようとする団体は、事前に「資源ごみ回収団体届」を町民課環境衛生係に提出してください。 資源ごみ回収後、回収業者の証明書と資源ごみ回収報奨金交付申請書を町民課環境衛生係に提出してください。 (申請時に印鑑と振込先が分かるものが必要です。)

担当課：町民課（７６－０２０５）

11

補助金名	除雪機購入補助
補助事業概要	集落内町道及び県道歩道除雪を行うため小型除雪機の購入、貸与の支援。 負担額は事業費のおおむね5分の1の額で貸与後の維持管理は各自治会で行う。 ※2万円以上の修繕に対し、事業費30万円を上限とし1/2の補助を行います。
補助金の額 (限度額等)	令和4年実績 12.9PS相当除雪機(除雪幅0.9m程度) 参考価格 1,045千円(地元負担額 209,000円) 11PS相当除雪機(除雪幅0.8m程度) 参考価格 709千円(地元負担額 141,900円)
摘要 (申請手続等)	補助を受けようとする集落は、建設課に相談してください。 ※12月までの納品のためには、遅くとも1月中の配備要望が必要です。

担当課：建設課（76-0206）

12

補助金名	八頭町災害時における支え愛地域づくり推進事業補助金
補助事業概要	支え愛マップ(災害時の避難支援及び平常時の見守りを目的として、要支援者及びその支援者の情報、避難所及び避難経路を盛り込んだ地図)づくりをとおし、要支援者に対する災害時の避難支援等の仕組みづくりや、平常時の見守り体制づくり等の住民組織等による取組を支援することにより、要支援者が身近な地域で安全安心に暮らすための地域住民及び要支援者自らが主体となったみんなで支え合う体制の充実を図る。
補助金の額 (限度額等)	①災害時要支援者対策促進事業:1集落当たり上限5万円以内(10集落) ②災害時要支援者対策ステップアップ事業:1集落当たり上限10万円以内(3集落)、 但し、上記①事業実施集落が翌年度から対象集落となります。 負担割合(町1/2、社協1/2)
摘要 (申請手続等)	申し込み先:八頭町社会福祉協議会(申し込み年度の1月中旬まで) 補助対象経費: 報償費(講師謝金など)、旅費(講師旅費) 需用費(支え愛マップ作製のための消耗品、印刷製本費など) ※住民の方々の飲食経費は対象外 役務費(避難訓練のための傷害保険など) 使用料及び賃借料(研修会、講習会の会場借上など) 備品購入費(要支援者の避難に必要な簡易ストレッチャー、車椅子などの資機材)

※上記①事業実施済集落は、麻生、市場、落岩、福本、西御門、見槻中、西谷、福井、橋本、皆原、新興寺、日田、小別府、茂田、東市場、篠波、郡家中区、郡家西区、新庄、北山、志谷、宮谷、才代二、若葉、万代寺、池田、三山口、才代一、郡家東区、下日下部、山路、岩淵の32集落です。

※上記②事業実施済集落は、「北山」、「福本」の2集落です。

担当課：福祉課（72-3586）

⑬

補助金名	八頭町カーブミラー設置等補助金			
補助事業概要	カーブミラーの新設、修繕費用に対し補助するもの。			
補助金の額 (限度額等)	区 分	補助率	補助金額(上限)	備 考
	新設・修繕	1/2	110,000円/基	
摘 要 (申請手続等)	基本的に翌年度の当初予算になりますので、事業の実施は4月以降になります。事業の実施につきましては、申請書に見積書等工事の内訳がわかるもの、設置場所の地図を添付し、総務課防災室に提出してください。			

担当課：総務課防災室（76-0203）

相談無料

困っていること、
お気軽にご相談ください。

みなさんの
自立した暮らしを
サポートします。

秘密厳守

ご家族や周りの方からの
相談も受け付けています。

八頭町福祉相談支援センター

ほっと

こころ

ひきこもりに
なっていました



生活

家庭の事など
不安がいつぱい



仕事

なかなか仕事
が見つからない



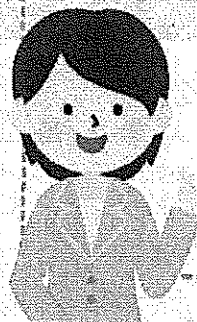
お金

借金の
返済が大変



健康

病気になる
てしまった



暮らしの中での不安や困りごとを抱えて
周りに頼れる人がいない… など

相談支援員と一緒に解決しましょう!

安心のほっと

ほっと



ひとりで悩まないで まずはご相談ください

失業や非正規雇用、低収入などが急増し、働ける世代の生活保護受給者も増加しています。また、経済的な問題だけではなく、心身の問題、家庭の問題などさまざまな問題が複合的に絡み合っていることも多くあります。

しかし、単身世帯やひとり親世帯の増加、近所づきあいの希薄化などによる社会的孤立によって、誰にも相談できない状況も広がっています。

それらの生活上の悩みを抱える方々を支援し、生活をより良いものとして、自立につなげられるように「自立相談支援」の役割をもった「八頭町福祉相談支援センター『ほっと』」ができました。相談内容に応じて、専門機関と協力し継続的に支援をしていきます。



- 生活の困りごとをどこに相談したらよいかわからない。
- 収入が減り、家賃の支払いに困っている。
- 借金があり、生活の見通しが立たない。
- 電気、ガス、水道などの料金が払えず、止められてしまった。
- 働きたいが自分に合った仕事が見つからない。
- ひきこもりが長く、この先不安。など

相談の流れ ～専任の相談員がお受けします～

〈相談支援員〉

相談者から相談を受け、課題の分析やプランの作成、包括的な支援の実施を行います。必要に応じて訪問支援なども行います。

受け止めます

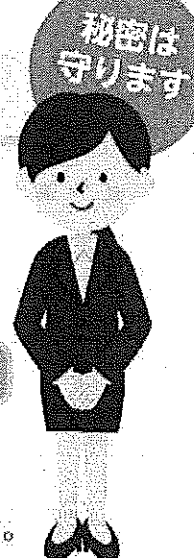
- ◆ お悩みを伺います。
- ◆ 生活状況の確認をします。

整理します

- ◆ 困っていることや問題を整理します。
- ◆ 改善計画を一緒に考えます。

支援します

- ◆ 関係する制度や窓口をご紹介します。
- ◆ 関係機関へ同行します。

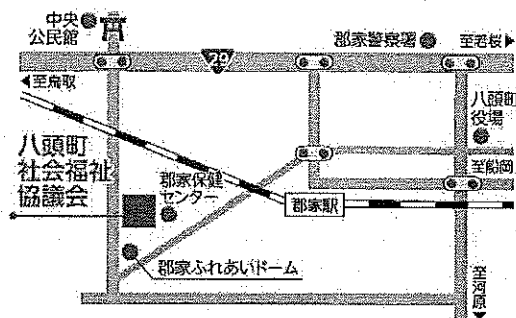


相談
できる方

生活保護を受給していない方で、経済的な問題や家庭の問題などさまざまな生活の困りごとを抱えておられる方、誰に相談してよいのかわからない方など、どなたでも相談できます。相談は無料です。

八頭町福祉相談
支援センター「ほっと」
TEL 0858-71-0100
E-mail: soudan@yazu-syakyo.or.jp

住 所／〒680-0463 鳥取県八頭郡八頭町宮谷254-1
八頭町社会福祉協議会内
相談時間／8時30分～17時30分
月曜～金曜(祝日・年末年始を除く)



八頭町福祉相談支援センター「ほっと」では

家計改善支援事業

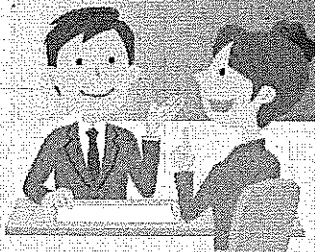
を行っています。

このようなことで
悩んでいませんか…？

貯蓄していないのに
毎月の生活費が
足りない…

借金の返済が
大変…

何にいくら
支払って
いるのかよく
わからない…



ひとりで悩まないで
まずはご相談ください。

家計に問題を抱える方からの相談に応じ、相談者と
ともに家計の状況を明らかにして生活の再建に向け
た支援を行います。

生活に余裕が
できた!!

家計が
改善された!!

すこしずつ
借金の返済ができる
ようになった!!

秘密
厳守

相談
無料

家計改善支援事業とは…？

家計のやりくりがうまくいかない、借金があるなどの課題を抱える方に対し、家計の再建に向けたきめ細やかな相談や債務整理に関する支援を行います。

家計が苦しくなっている要因は、病気・ローンの支払い・生活費・子育て・子どものひきこもり・仕事探しがうまくいかない…など、さまざまです。それぞれの状況に合わせて家計の改善を図ることで、「収入は増えていないが、経済的にゆとりが生まれてきている」、「子どもの進学時の出費が心配だったが、借入れが少額で済むことと返済計画の見通しができ安心した」といった状況へ変わることもあります。

⊕ これからやってくる将来のリスクを乗り越えるため、 家計の「見える化」を行い、 家計改善に取り組んでみませんか？ ⊕

家計相談で関わらせていただく支援員は、社会福祉に関する知識・経験をもっており、「家計」や「お金」のことなど、一人一人の悩みに応じた解決策を考え、家計立直しのお手伝いをします。

対象者

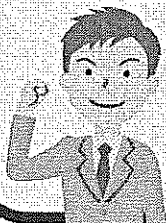
- 八頭町在住の方で家計に関する悩みのある方
(生活保護を受給している方は対象外です)

相談方法

- 窓口又はお電話で家計改善相談申込をお願いします
(相談の日程調整をします)

留意事項

- 各支援機関と連携を図るため、相談者の同意を得て情報共有を行います
- 収支状況のわかる書類(領収書等)を一緒に確認させていただくことがあります



半年から1年間の期間で、月1回程度継続的に家計見直しをお手伝いし、家計管理を相談者自身ができることを目標に支援していきます。



みなさんの自立した暮らしをサポートします。

八頭町福祉相談支援センター

ほっと

八頭町福祉相談支援センター「ほっと」

〒680-0463 鳥取県八頭郡八頭町宮谷 254-1
八頭町社会福祉協議会内

TEL 0858-71-0100

E-mail soudan@yazu-syakyo.or.jp

相談時間 8:30～17:30
月曜～金曜(祝日・年末年始除く)

